

学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の骨子

1 学校給食提供の現状と課題

(1) 物価高騰による給食材料費への影響

本市では、令和6年4月から市立小・中学校の学校給食費の無償化を実施し、給食材料費を全て公費で負担しており、現在、一食当たり小学校270円、中学校330円を基本として、食材を調達し、給食を提供しています。

しかしながら、物価高騰が続き、給食用食材についても頻繁に値上げが行われています。栄養士や給食調理員は、食材を代用することなどで給食材料費の抑制に努めながら、こどもたちに必要な栄養価を満たした給食を提供していますが、現在の一食当たりの単価以内に学校給食を提供していくことが難しい状況になっています。

(2) 中学校給食の実施回数

令和7年度における中学校給食の実施回数は、1年生及び2年生が165回、3年生が140回となっています。

カリキュラムの変更等によって弁当を持参する日が増加していることから、給食実施回数を増やすことで、保護者の負担軽減を図る必要があります。

2 学校給食の献立で使用頻度の高い品目の価格上昇率

(1) 青果・精肉・卵(決定額(単価・税抜))

品 種	令和6年度	令和7年7月	前年度比
にんじん 1kg	204円	260円	127.5%
キャベツ 1kg	103円	160円	155.3%
小松菜 1kg	500円	650円	130.0%
鶏肉(もも・こま) 1kg	1,280円	1,460円	114.1%
豚肉(もも・こま) 1kg	1,330円	1,500円	112.8%
鶏卵 1kg	420円	550円	131.0%
平均			128.5%

(2) 加工品(決定額(単価・税抜))

品 種	令和6年度	令和7年度	前年度比
普通米(10kg袋)	3,700円	6,050円	163.5%
ロールパン 50g ※	60円	62円	103.3%
牛乳(200cc) ※	58円	61円	105.1%
さば切り身 40g	59円	69円	116.9%
大豆白絞油 一斗缶	4,133円	4,333円	104.8%
小麦粉 25kg	4,392円	4,677円	106.5%
平均			116.7%

※小数点以下を四捨五入しています。

価格の上昇率(平均):青果・精肉・卵128.5%+加工品116.7%÷2÷122%

3 見直しの内容

物価高騰を踏まえ、一食当たりの単価を引き上げるほか、中学校給食の実施回数を変更し、次のとおり学校給食費等の改定等を実施します。

(1) 学校給食費一食当たり単価の改定

給食材料費が令和6年度に比べ、平均122%で推移しているため、次のとおり一食当たりの単価を改定します。

校 種	算 出 式 (現在の一食当たりの単価×価格上昇率)	改定後の額
小学校	270円 × 122% = 329.4円	<u>330円</u>
中学校	330円 × 122% = 402.6円	<u>400円</u>

(2) 中学校給食の実施回数の変更

保護者の負担軽減などの観点から、次のとおり中学校給食の実施回数を増やします。

学 年	現行の回数	変更後の回数	増
1・2年生【基準学年】	165回	167回	2回
3年生	140回	150回	10回

4 厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正

一食当たり単価の改定及び中学校給食の実施回数の変更に伴い、厚木市学校給食費に関する条例施行規則を次のとおり改正します。

なお、今回の規則改正により、学校給食費を改定しますが、保護者の皆様に新たな御負担を求めるものではありません。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	年額	区分	年額
小学校	<u>61,710円</u>	小学校	<u>50,490円</u>
中学校	<u>66,800円</u>	中学校	<u>54,450円</u>
備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。		備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童等1人当たりの額とする。	

年額の算出は、次の計算式によります。

小学校 330円 × 187回(基準学年*の年間実施回数) = 61,710円

中学校 400円 × 167回(基準学年*の年間実施回数) = 66,800円

* 基準学年とは、小学校は第2学年及び第3学年、中学校は第1学年及び第2学年。

* 基準学年の実施回数及び年額が最大値となり、それ以外の学年については実施回数に応じて別に定める額となります。

5 施行期日

令和8年4月1日(予定)